



国空制第 380号
運訓第7395号
平成17年 9月26日

国土交通省航空局管制保安部管制課長



防衛庁運用局訓練課長



両省庁は、国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する覚書（国空制第379号及び運訓第7393号。平成17年9月26日）第7条の規定に基づき、次のとおり締結する。

国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する
協定

第1章 総則

(定義)

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) FL 290以上の空域 航空交通管制区及び洋上管制区のうち航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第198条の6に規定する空域をいう。
- (2) 兵器管制官 この協定に基づいて自衛隊の航空機の誘導を行う航空警戒管制部隊の自衛隊の隊員をいう。
- (3) 航空管制官 航空交通管制部で航空路管制業務を行う国土交通省の職員をいう。
- (4) 機長等 機長、航空警戒管制部隊、航空保安管制部隊、飛行部隊及び司令部の隊員をいう。
- (5) 航空交通管理管制官 航空交通管理センターで航空交通管理管制業務を行う国土交通省の職員をいう。

第2章 航空交通管制区における飛行 (VFRによる飛行)

第2条 防衛庁長官の指名する者は、航空交通管理センター長に対し、FL290以上の空域における次の各号に掲げる飛行について、航空法第94条の2第1項ただし書の規定による許可を受けるため申請を行い、航空交通管理センター長は、包括的に許可を与えるものとする。

(1) 自衛隊法第6章に係る飛行

第76条(防衛出動)、第77条(防衛出動待機命令)、第77条の2(防衛施設構築の措置)、第77条の3(防衛出動下令前の行動関連措置)、第77条の4(国民保護等派遣)、第78条及び第81条(治安出動)、第79条(治安出動待機命令)、第79条の2(治安出動下令前に行う情報収集)、第81条の2(警護出動)、第82条(海上警備行動)、第82条の2(弾道ミサイル等に対する破壊措置)、第83条(災害派遣)、第83条の2(地震防災派遣)、第83条の3(原子力災害派遣)並びに第84条(領空侵犯措置)のための各任務飛行

(2) 自衛隊法第8章に係る飛行

第100条の8(在外邦人等の輸送)、第100条の9(後方地域支援等)及び第100条の10(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)のための各任務飛行

(3) 防衛庁設置法第5条第18号に基づく飛行のうち、防衛庁が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

(4) 航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書(昭和47年3月3日)第5条第1項第2号に掲げる航空機及び演習に参加する自衛隊機のうち、防衛庁が演習遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

(5) 航空救難のために飛行する場合であって、防衛庁が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

2 機長等は、第1項により許可された飛行を行おうとする場合は、速やかに次の事項を航空交通管理管制官に通報するものとする。ただし、要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定に基づき、要撃機等の飛行計画を通報した場合は、この限りでない。

(1) 第1項各号のいずれに該当するかの別

(2) 機数、無線呼出符号及び型式

(3) 飛行の概要

(4) その他必要な事項

3 機長等は、FL290以上の空域における第1項各号に掲げる飛行以外の飛行のうち、次の各号に掲げる飛行を行おうとする場合は、航空交通管理管制官から航空法第94条の2第1項ただし書の規定による許可を受けるものとする。

(1) 代替飛行場への帰投訓練

(2) ミニマムフェューエル帰投訓練

(3) 自衛隊の訓練／試験空域及び制限空域(それぞれ臨時に設定されるものを含む)。

以下「自衛隊の訓練／試験空域等」という。)への進出及び帰投

(4) その他防衛庁がVFRによる飛行が必要と判断するもの

4 機長等は、前項の許可を受ける場合は、次の各号に掲げる事項について航空交通管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。

航空交通管理管制官は、必要に応じて調整を行った上、自衛隊の任務を尊重し、かつ、航空交通の安全を確保しつつ、航空交通管理の観点から特段の支障がない場合は、許可を与えるものとする。

(1) 機数、無線呼出符号及び型式

(2) 飛行経路及び高度

(3) FL290以上の空域に係る予定入域時刻

(4) その他必要な事項

(IFRによる飛行)

第3条 機長等は、FL290以上の空域において、RVSM非適合機がIFRによる飛行を行おうとする場合は、出発予定時刻の2時間前までに、次の各号に掲げる事項について航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。ただし、任務遂行上やむを得ない場合は、可能な限り速やかに、次の各号に掲げる事項について航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。

なお、航空交通管理管制官は、当該飛行の承認に関し便宜を図るものとする。

(1) 無線呼出符号及び型式

(2) 飛行経路及び高度

(3) 出発地点及び予定出発時刻

(4) 到着地点及び予定到着時刻

(5) その他必要な事項

(自衛隊の訓練／試験空域等及び超音速飛行空域におけるVFRによる飛行)

第4条 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、技術研究本部長又は契約本部長(以下「幕僚長等」という。)の指名する者は、航空交通管理センター長に対し、FL290以上の空域と自衛隊の訓練／試験空域等及び超音速飛行空域とが重複する空域におけるVFRによる飛行について、航空法第94条の2第1項ただし書の規定による許可を受けるため申請を行い、航空交通管理センター長は、包括的許可を与えるものとする。

(第2条によりVFR飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全確保)

第5条 兵器管制官及び機長は、次に掲げる各号により、FL290以上の空域をVFRで飛行する自衛隊機と他の航空機との間の安全を確保するものとする。

(1) 兵器管制官は、自衛隊機と他の航空機との間隔が5海里以上となるよう誘導するものとする。ただし、有視界気象状態下で飛行している自衛隊機の機長が他の航空機を視認し、かつ、これらと異常接近のおそれのない明らかな高度差がある旨を兵器管制官に通報した場合、又は兵器管制官が自衛隊機と他の航空機との間に、高度差が4,000ft以上あることを確認した場合は、この限りでない。

- (2) 兵器管制官は、自衛隊機を誘導する場合には、自衛隊機が航空路並びにR N A V 経路、出発経路及び直行経路（それぞれ保護空域を含む。以下「航空路等」という。）に立ち入らないようにするものとする。ただし、兵器管制官が自衛隊機と他の航空機との異常接近のおそれがないことを確認した場合であって、速やかに航空路等を横断できるよう誘導できる場合は、この限りでない。
- (3) 兵器管制官は、衝突防止のため必要があると認める場合は、誘導中の自衛隊機の機長に対し、他の航空機の位置を通報するとともに所要の措置を行うものとする。
- (4) 兵器管制官は、レーダー捕捉不能等の事態が発生した場合は、F L 2 9 0 以上の空域を飛行する自衛隊機を速やかに当該空域から出域させるよう適切な措置を講じるものとする。
- (5) 機長は、F L 2 9 0 以上の空域を飛行中に通信連絡途絶の事態が発生した場合は、速やかに当該空域から出域するものとする。
- 2 航空管制官は、兵器管制官からF L 2 9 0 以上の空域をV F R により飛行する自衛隊機と他の航空機との安全確保について調整を受けた場合は、適宜必要な措置を講ずるものとする。
- 3 航空交通管理センター長は、安全確保について支障が生じたと認めた場合は、第2条第1項の包括許可に係る追加的安全措置を許可の条件として付すことができるものとする。

第3章 洋上管制区における飛行

(V F Rによる飛行)

- 第6条 自衛隊機によるF L 2 9 0 以上の空域における第2条第1項各号に掲げる飛行について、機長等は、当該飛行を行おうとする場合は、第2条第2項に準じ航空交通管理管制官に速やかに通報するものとする。
- 2 機長等は、F L 2 9 0 以上の空域において第2条第3項各号に掲げる飛行を行おうとする場合は、航空交通管理管制官と必要な調整を行った上、飛行するものとする。この場合、機長等及び航空交通管理管制官は、第2条第4項に準じ、措置するものとする。

(I F Rによる飛行)

- 第7条 F L 2 9 0 以上の空域において、R V S M非適合機がI F Rによる飛行を行おうとする場合は、第3条に準じた手続きを行うものとする。

(第6条によりV F Rによる飛行を行う自衛隊機と他の航空機との安全確保)

- 第8条 兵器管制官及び機長は、F L 2 9 0 以上の空域においても第5条に掲げる安全確保の措置を行うものとする。ただし、任務遂行上F L 2 9 0 以上の空域のうち警戒監視レーダー覆域以外の空域を飛行する必要がある場合は、機長は更に周辺の監視に努めるとともに、原則として航空路等に入る飛行は行わないものとする。

なお、航空路等をやむを得ず横断する必要がある場合は、当該適用空域から出域した後に航空路等を通過するか、あるいは機上のレーダー機器等を活用し機長の責任に

において他の航空機との安全間隔を確保しつつ速やかに航空路等を通過するものとする。

第4章 雜則 (空域・運用特性)

第9条 幕僚長等は、FL290以上の空域での自衛隊機の飛行に当たり、航空情報及びICAO文書等に記載されるRVSM運用方式並びに航空機衝突防止装置の運用について、兵器管制官及び機長に周知するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年9月30日から適用する。
- 2 平成17年10月1日までの間は、「航空交通管理センター」とあるのは「航空交通流管理センター」と、「航空交通管理管制官」とあるのは「航空交通流管理管制官」とする。